

矢吹町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

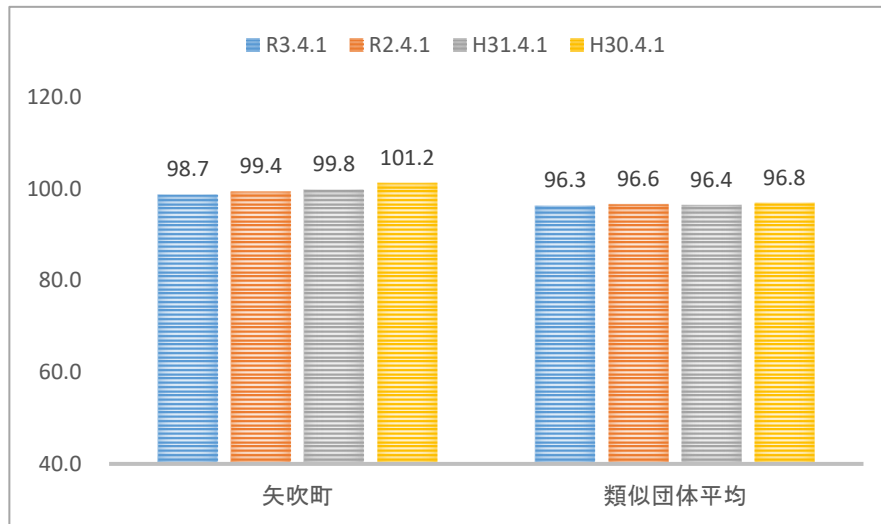
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 17,221	千円 11,584,148	千円 286,886	千円 1,156,313	% 9.98	% 13.92

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				〔参考〕一 人当たり給 与費(B/A)	〔参考〕都道府 県平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
2年度	人 137	千円 447,072	千円 64,894	千円 185,205	千円 697,171	千円 5,089	千円 7,041

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は令和3年4月1日現在の人数です。
 3 職員数について、広域圏派遣職員は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構成が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給料 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
3年度	円	円	円	%	%	%
	367,921	367,845	76	0.02	0	0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

2) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月 数(B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
3年度	月	月	月	月	月	月
	4.26	4.40	△0.14	△0.15	4.25	4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

1) 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合にはその理由))

(給料表の改定実記時期)
平成27年4月1日

(内容)

一般行政職給料表について、国・県の見直し内容を踏まえ、若年層に重点を置き、平均改定率0.08%の引上げを行った。(平成27年度の改定による激変緩和のためH27.4.1からH32.3.31までの5年間にわたり、経過措置を実施中)

2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給対象外のためなし

3) その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(H27.4.1実施)

(6) 特記事項

(減額措置の経過)

H25.10.1からH26.3.31まで、職位に応じて給料月額4.61~7.61%の減額措置を実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
矢吹町	40.4 歳	307,000 円	354,370 円	329,418 円
福島県	42.9 歳	327,000 円	413,535 円	358,237 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	42.0 歳	306,831 円	359,707 円	330,924 円

2) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
矢吹町	* 歳	* 円	* 円	* 円
福島県	56.2 歳	326,800 円	—	337,823 円
国	50.9 歳	286,947 円	—	328,603 円

※ 技能労務職について、該当者が少数で個人が特定されるため、掲載しません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		矢吹町	福島県	国
一般行政職	大学卒	186,500 円	193,100 円	182,200 円
	高校卒	153,900 円	158,400 円	150,600 円
技能労務職	高学卒	131,300 円	156,300 円	— 円
	中校卒	124,500 円	147,800 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

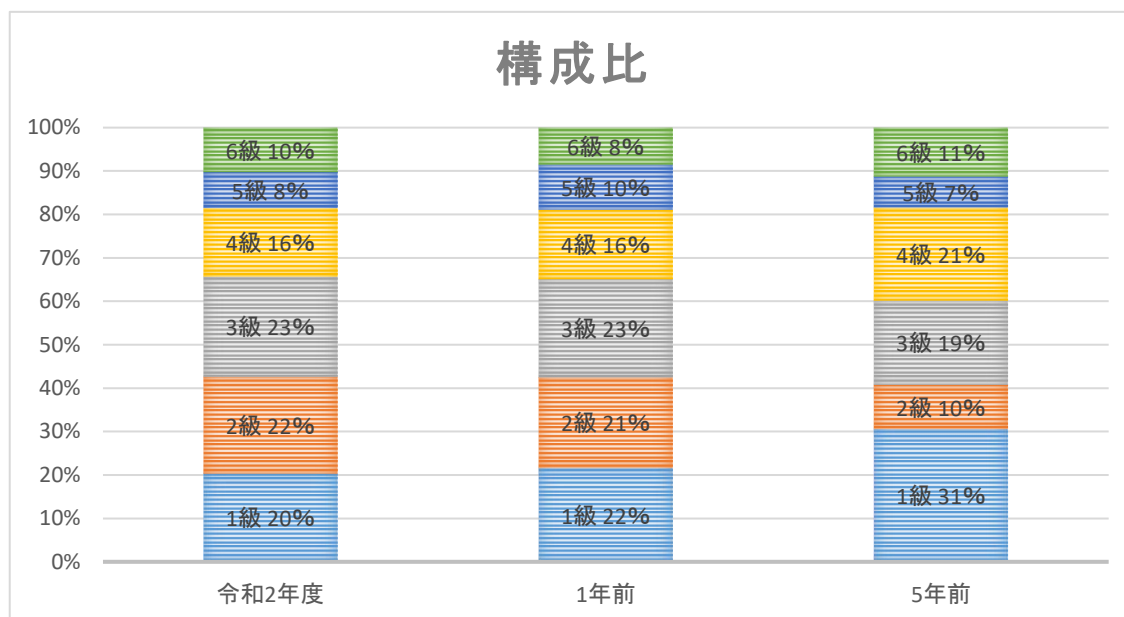
※ 各区分とも該当者が少数で個人が特定されるため、掲載しません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	22 人	20.8 %	149,300 円	253,300 円
2級	副主査	24 人	22.6 %	199,900 円	311,100 円
3級	主査	25 人	23.6 %	235,800 円	358,200 円
4級	係長	17 人	16.0 %	269,200 円	393,300 円
5級	副課長	9 人	8.5 %	295,500 円	404,900 円
6級	課長	11 人	10.4 %	326,400 円	424,100 円

- (注) 1 矢吹町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

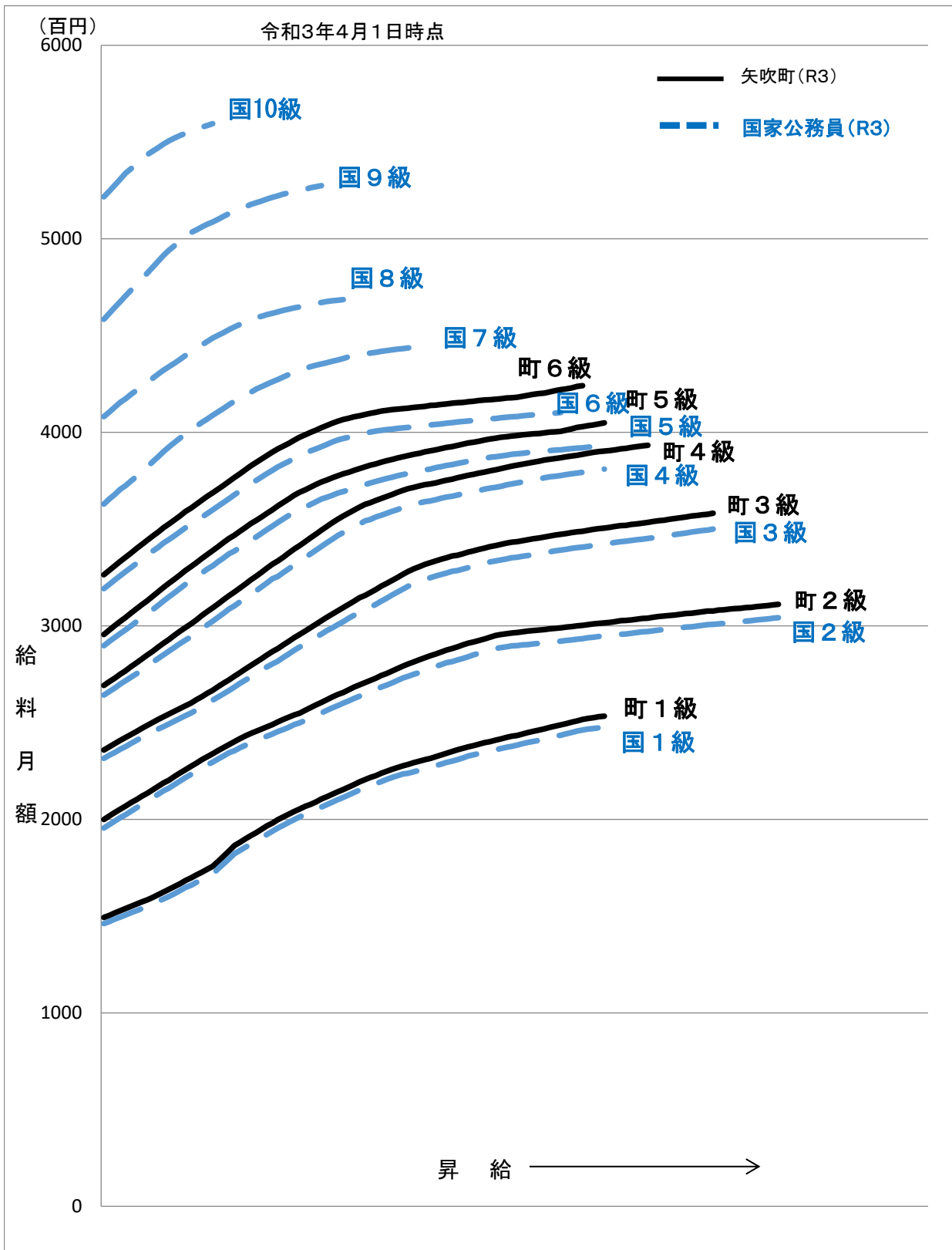


(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



4 職員の手当の状況(一般会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

矢吹町	福島県	国
■一人当たり平均支給額 1,235 千円	■一人当たり平均支給額 1,736 千円	—
■支給割合(令和2年度) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.9月分	■支給割合(令和2年度) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.9月分	■支給割合(令和2年度) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分
■加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	■加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	■加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%

勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

(支給率)	矢吹町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	- 月分	- 月分	- 月分	- 月分
退職時特別昇給	なし		—	
一人当たりの平均支給額	202 千円	22,039 千円	—	

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績	0 千円
支給職員一人当たり平均支給年額	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 %
手当の種類(手当数)	2 種類

手当の名称	主な支給対象職員A	主な支給対象業務	支給実績	Aに対する支給単価
行旅病人救護手当	業務に従事する職員	行旅病人等の取扱業務	0 千円	日額 1,000円
行旅死亡人処理手当	業務に従事する職員	行旅病人等の取扱業務	0 千円	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	27,988 千円
職員一人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	226 千円
支給実績(令和元年度決算)	27,934 千円
職員一人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	214 千円

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	(対象) 扶養親族のある職員 (支給額) 6,500～10,000円	同	—	13,360千円	212千円
住居手当	(対象) 月額9,500円を超える家賃の借家等に居住している職員 (支給額) 上限28,000円	異	支給要件 支給額	8,403千円	255千円
通勤手当	(対象) 通勤距離が2km以上で交通機関、交通用具を使用している職員 (支給額) 2,600～59,900円 〔自家用車の場合〕	異	支給要件 支給額	5,583千円	60千円
単身赴任手当	(対象) やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する、距離制限(60km)を満たす職員 (支給額) 基本額30,000円 距離に応じた加算額6,000～58,000円	異	支給要件 支給額	0千円	0千円
管理職手当 (給料の特別調整額)	(対象) 管理・監督の地位にある職員 (支給額) 企画総務課長 60,000円 課長職 40,000円 副課長職 25,000円	異	支給要件 支給額	14,225千円	490千円
管理職員特別勤務手当	(対象) 臨時又は緊急で週休日や休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した管理職員 (支給額) 勤務一回につき定額	同	—	436千円	15千円
寒冷地手当	(対象) 基準日(毎年11月から3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員 (支給額) 地域区分、世帯等に応じた額	同	—	0千円	0千円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	829,000	円	
	副町長	641,000	円	
議員報酬	議長	330,000	円	
	副議長	264,000	円	
	議員	240,000	円	
期末手当	町長	(令和2年度支給割合)	3.35	月分
	副町長	(令和2年度支給割合)	3.35	月分
退職手当	町長	(算定方式)		(支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×支給率(48/100)		任期毎
	備考	給料月額×在職月数×支給率(29/100)		任期毎

(注) 1 町長、副町長については、平成16年2月1日から平成28年1月31日までの間、それぞれ給料の20%、10%の減額措置を、平成29年2月1日から平成30年3月31日までの間、それぞれ給料の10%、5%の減額措置を実施しました。また、議長、副議長、議員については、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、議員報酬の5%の減額措置を実施しました。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

機関名	職員数		対前年度増減数	主な増減理由	
	令和2年度	令和3年度			
一般会計	議会	2	2		
	総務	31	32	1	労務員の配置換え
	税務	11	11		
	民生	6	8	2	福祉サービスの充実のための増
	衛生	11	10	-1	退職者不補充
	農林水産	10	9	-1	課の統廃合のため
	商工	6	7	1	課の統廃合のため
	土木	15	12	-3	課の統廃合のため
	教育	45	44	-1	退職者不補充
企業会計	水道	2	2		
	下水道	5	6	1	課の統廃合のため
	その他(介護等)	8	9	1	介護サービスの充実による業務増
合計	152	152	0		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	2	16	29	17	10	22	17	23	4	6	6	152

(注) 広域圏派遣職員を除きます。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
2年度	378,379	11,671	16,432	4.34

区分	職員数 (A)	給与費				[参考]一 人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	2	7,817	546	2,958	11,321	5,661

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
矢吹町	39 歳	325,708 円	471,708 円
福島県	52.2 歳	341,217 円	535,000 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業会計(矢吹町)		一般会計(矢吹町)	
■一人当たり平均支給額		■一人当たり平均支給額	
1,479 千円		1,235 千円	
■支給割合(令和2年度)		■支給割合(令和2年度)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.5月分	1.9月分	2.5月分	1.9月分
■加算措置の状況		■加算措置の状況	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~20%	
		管理職加算 15~25%	

イ 退職手当(令和3年4月1日現在) ※2年度退職者なし

(支給率)	水道事業会計(矢吹町)		普通会計(矢吹町)	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	- 月分	- 月分	- 月分	- 月分
退職時特別昇給	なし		—	
一人当たりの平均支給額	千円	千円	—	

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

なし

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	489	千円
職員一人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	245	千円
支給実績(令和元年度決算)	717	千円
職員一人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	359	千円

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

一般会計職員に同じ